

## 1 特別徴収義務者の指定

地方税法第41条、第321条の4及び321条の5第1項の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業主は、市町村から特別徴収義務者に指定されます。

特別徴収義務者は、原則としてすべての従業員の住民税を特別徴収(給与から天引き)して、従業員が1月1日現在に居住する市町村に納入していただくことが義務付けられています。

## 2 特別徴収の対象になる方

個人住民税の特別徴収の対象者は次の①②いずれにも該当する人です。  
(地方税法第321条の3)

- ① 前年中(1月1日～12月31日)に給与の支払いを受けた方
- ② 当該年度の初日(4月1日)において、給与の支払いを受けている方

ただし、次のa～fと、その他の場合のみ特別徴収の対象外とすることができます。  
(e～fは当面の間対象外。その他は平成30年度のみ対象外(31年度以降は対象)。)

(a～e は従業員 fは事業主)

- a 退職者又は退職予定者(5月末日まで)及び雇用期間が1年未満で再雇用の見込みがない方
- b 毎月の給与が少額のため、特別徴収税額を引き去ることができない方  
(例:前年中の給与の支払額が100万円以下の方)
- c 給与の支払いが不定期な方(例:給与の支払いが毎月でない)
- d 他の事業所から支給されている給与から個人住民税が特別徴収されている方、又は特別徴収される予定がある方(乙欄該当者)
- e 専従者給与が支給されている方(当面の間、対象)
- f (a～eを除いた)受給者総人数が2人以下の事業主(当面の間、対象)

※その他、電算システムの改修等のため、直ちに特別徴収することが困難な事業主  
(別途P3の特別徴収実施困難理由届出書の提出が必要)

## 3 給与支払報告書等の提出

毎年1月1日現在において給与の支払いをしており、所得税の源泉徴収義務のある事業主は、毎年1月31日までに①給与支払報告書(個人別明細書)、②給与支払報告書(総括表)、③普通徴収切替理由書(兼仕切紙)(普通徴収となる従業員がいる場合に提出が必要)を、従業員の1月1日現在の住所所在地の市町村に提出してください。また、年の途中で退職された方についても提出が必要です。

なお、普通徴収切替理由書(兼仕切紙)の理由に該当する方以外は普通徴収を希望することはできませんので、ご注意ください。

※ 給与支払報告書の提出は、簡単・便利なeLTAX(エルタックス/電子申告)をご利用ください。

＜エルタックスに関する問い合わせ先:一般社団法人地方税電子協議会＞

電話 0570-081-459 ホームページ <http://www.eltax.jp>

エルタックス等を利用される場合は、普通徴収切替理由書(兼仕切紙)の添付は不要ですが、給与支払報告書個人別明細書摘要欄の最初に理由の符号(a～f)を記載するとともに、「普通徴収」欄にチェックを入力してください。

入力していない場合は、原則特別徴収となります。

